

不祥事根絶のための校内ルール

令和6年9月4日

茨城県立盲学校長 鎌木 治

本校の教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、言動・行動に責任をもち、教育活動に専念しています。地域とともに学校づくりを進める上で、服務規律の確保を徹底し、不祥事の未然防止に努め、保護者や地域社会からの期待や信頼に応えていかなければなりません。

信頼される学校として遵守すべき事項を明文化し、本校に勤務する全ての教職員がお互いに支え合いながら、「不祥事の根絶」を喫緊の課題として取り組んでいきます。

1 教育公務員に関すること

- ・職務に誠実であり、職を傷つけ、教育界全体の不名誉となることはしない。
- ・勤務時間外(休日を含む)も教育公務員である自覚をもって、誤解や批判を受けない行動をする。

2 人権の尊重・不適切な行動の防止(わいせつ行為・盗撮等)

- ・子ども理解連絡会、ヘルスケア安全委員会、いじめ防止対策委員会の実施と結果に基づく個に応じた対応を行う。
- ・個別面談、個別指導を行う際、場所を管理職、部主事、学年の教員に事前に連絡する。その際、複数の教職員で対応し、いわゆる「密室」はつくらない。
- ・視覚障害に配慮した指導や支援の際に必要な身体接触に関して、教職員が共通理解を図り、幼児児童生徒及び保護者に誤解や不快感が生じないようにする。
- ・幼児児童生徒や保護者と原則として個人的な連絡(電話・メール)は行わない。
- ・電車内や階段、エスカレーター等では、不必要的スマホの使用や不審な動きなど、誤解されるような行動はとらない。

3 体罰の禁止

- ・いかなる場合においても体罰等の不適切な指導は行わない。

4 個人情報の保護

- ・校内の個人情報は、本校の「学校情報セキュリティ実施手順を定める要項」に基づき、適正な管理を徹底する。
- ・メール・FAX の送信時は、誤送信防止のためアドレス等を複数の目で確認して送信する。

5 交通法規の遵守

- ・自家用車、自転車、公共交通機関、徒歩等いかなる通勤手段においても交通法規を遵守する。
- ・緊急の救急業務以外は、幼児児童生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒運転は絶対に行わない。車を使用している人に飲酒を勧めない。また翌日、自家用車等を運転する場合は深酒を避ける。

6 不祥事根絶のための意識向上

- ・「学校コンプライアンス推進計画」に基づく研修等を実施する。
- ・職員会議等において全教職員への注意喚起を行う。
- ・県教育委員会から配付されている「One IBARAKI」の閲覧と活用を推進する。